

「市町村子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」を算出するにあたり、国からアンケート調査の結果を使った標準的な算出方法が示されている。ただし、この算出方法は、あくまでも標準的な算出方法であり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないものとされている。→現在の利用状況なども含め、地域の実情を踏まえた（＝子ども・子育て会議での議論を経た）別の方法による算出も可能。

(1) アンケート調査の実施・集計

①アンケート調査票の回収・集計・分析 ⇒ 調査結果報告書

②「量の見込み」の算出に必要な項目の抽出

- ・子どもの父母の有無（ひとり親家庭かどうか）
- ・子どもの父母の就労状況（フルタイム、パートタイム、無業）
- ・子どもの年齢

アンケート調査結果から得られた「父母の有無」、「父母の就労状況」をもとに、「現在の家庭類型」に分類する。

(2) 「現在の家庭類型」への分類

①子どもの父母の有無やその就労状況をもとに、次の8種類の家庭類型に分類する。

- ・タイプA…ひとり親家庭
- ・タイプB…フルタイム×フルタイム
- ・タイプC…フルタイム×パートタイム（月120時間以上 or 月120時間～下限時間の一部）
- ・タイプC'…フルタイム×パートタイム（月120時間～下限時間の一部 or 下限時間未満）
- ・タイプD…専業主婦（夫）
- ・タイプE…パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上 or 月120時間～下限時間の一部）
- ・タイプE'…パートタイム×パートタイム（いずれかが月120時間～下限時間の一部 or 月下限時間未満）
- ・タイプF（無業×無業）

※「下限時間」とは、保育を必要とするかどうかの認定にあたり、各自治体が定める月あたりの就労下限時間。

※「月120時間～下限時間の一部」のタイプC・C'とE・E'の区分けは、「保育」の利用希望の有無による。

②子どもの年齢区分（0歳、1～2歳、3歳以上）ごとに、上記の各家庭類型の構成比（割合）を算出する。

アンケート調査結果から得られた「母親の就労希望」をもとに、「現在の家庭類型」を「潜在的な家庭類型」に再分類する。

⇒現在の状況に潜在的なニーズを加えるための仕組み

(3) 「潜在的な家庭類型」への組み換え

①母親の就労希望をもとに、「現在の家庭類型」から各家庭類型間を移動させる。

（例）現在は無職⇒フルタイムへの転換希望、現在はパートタイム⇒フルタイムへの転換希望 等

②子どもの年齢区分（0歳、1～2歳、3歳以上）ごとに、上記の各家庭類型の構成比（割合）を算出する。



子どもの年齢区分ごとに算出した「潜在的な家庭類型」の構成比や推計児童数等をもとに、各認定区分ごとの量の見込みを算出する

(4) 「量の見込み」の算出

①国が示した具体的な算出方法

- i) 「推計児童数」と「潜在的な家庭類型の構成比（割合）」により、「家庭類型別児童数」を算出する。
- ii) 「家庭類型別児童数」と、各認定区分（1～3号認定）ごとに定められた方法により算出する「利用意向率」をもとに、「量の見込み」を算出する。

$$i) \text{「推計児童数（人）」} \times \text{「潜在的な家庭類型の構成比」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」}$$

$$ii) \text{「対象の家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」}$$

②各認定区分ごとの量の見込みの算出

1号認定（認定こども園、幼稚園）

⇒専業主婦（夫）家庭や短時間就労家庭（3歳以上）

【対象となる潜在的な家庭類型】C'、D、E'、F ※3歳以上

【利用意向率の算出方法】上記の対象のうち、「認定こども園」「幼稚園」の利用を希望する割合

2号認定①（幼児期の学校教育の利用希望＝幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）

⇒保育を必要とする共働き家庭などであるが、現在、幼稚園に通っている家庭（3歳以上）

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※3歳以上

【利用意向率の算出方法】上記の対象のうち、「幼稚園」を現在利用している割合

2号認定②（認定こども園、保育所）

⇒保育を必要とする家庭（3歳以上）

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※3歳以上

【利用意向率の算出方法】上記の対象のうち、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「その他の保育」の利用を希望する割合（ただし、2号認定①の割合を控除）

3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育）

⇒保育を必要とする家庭（0～2歳）

【対象となる潜在的な家庭類型】A、B、C、E ※0～2歳

【利用意向率の算出方法】上記の対象のうち、「認定こども園」「保育所」「その他の保育」の利用を希望する割合